

令和6年仙審第17号

裁 決

作業船A離岸堤衝突事件

受審人 a

職名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年5月26日21時10分半僅か過ぎ

新潟県岩船港南方の塩谷海岸西方沖合

2 船舶の要目

船種 船名 作業船A

総トン数 4.99トン

登録長 11.36メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 169キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和52年12月に進水し、操舵室を船体ほぼ中央に配し、同室前部中央に舵輪を、舵輪後方左舷側に潮流計、魚群探知機及びG P Sプロッターを、舵輪後方右舷側に高さ約1メートルの台に取り付けた機関操縦レバーを、舵輪前方に右舷からレーダー、磁気コンパス及び自動操舵装置をそれぞれ備えたF R P製小型兼用船で、a受審人ほか1人が乗り組み、地盤調査を行う船舶（以下「調査船」という。）周辺の警戒業務の目的で、船首0.7メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和6年5月26日14時10分岩船港を発し、塩谷海岸西方沖合の調査海域に向かい、14時30分同海域に到着して警戒業務を開始した。

ところで、Aの警戒業務は、ワイヤロープの先端に取り付けた地盤調査機器を水深10メートルないし20メートルの海底に下ろして移動する調査船から500メートル以上離れ、同船周辺を僚船1隻とともに監視し、調査船に接近する他船に対して注意喚起を行うものであった。

また、塩谷海岸は、南北に約1.5海里延び、海岸浸食対策の目的で、同海岸から西方約100メートル沖合まで延ばした突堤4基と同突堤先端を断続的に結ぶ離岸堤の列により囲まれており、突堤及び同離岸堤がAのG P Sプロッターに表示された。

そして、a受審人は、平素、19時に就寝して翌朝04時に起床しており、発航日前日から発航日まで平素のとおり睡眠をとったことから、発航時、睡眠不足の状態ではなかった。

a受審人は、夜間、単独で船橋当直に就き、航行中の動力船を示す法定灯火を表示し、舵輪の右舷後方に立ち、機関操縦レバーの台にもたれた姿勢で操船に当たり、G P Sプロッター及び3海里レンジのノ

ースアップ表示としたレーダーをそれぞれ作動させて警戒業務を行い、調査船と離岸堤の間に入つて航行する目的で、21時01分半僅か過ぎ岩船港第2西防波堤灯台（以下「西防波堤灯台」という。）から237度（真方位、以下同じ。）1.46海里の地点で、針路を離岸堤に向く112度に定めて自動操舵とし、7.9ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

定針したとき、a受審人は、平素の就寝時刻を過ぎていたことから眠気を催したが、これまで警戒業務中に居眠りしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、もたれた姿勢をやめて体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

こうして、a受審人は、同じ姿勢を続けるうち、いつしか居眠りに陥り、離岸堤に向かって続航し、21時10分半僅か過ぎ西防波堤灯台から185.5度1.25海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、同離岸堤に衝突した。

当時、天候は晴れで風力2の東北東風が吹き、潮候は下げ潮の末期に当たり、視界は良好であった。

衝突の結果、船首部外板に破口等を生じ、のちに廃船処理された。

（原因及び受審人の行為）

本件離岸堤衝突は、夜間、塩谷海岸西方沖合において、調査船の警戒業務の目的で航行中、居眠り運航の防止措置が不十分で、離岸堤に向かって進行したことによって発生したものである。

a受審人は、夜間、塩谷海岸西方沖合において、機関操縦レバーの台にもたれた姿勢で操船に当たり、調査船の警戒業務の目的で航行中、平素の就寝時刻を過ぎて眠気を催した場合、居眠りに陥らないよう、もたれた姿勢をやめて体を動かすなど、居眠り運航の防止措置を十分にとる

べき注意義務があった。しかるに同人は、これまで警戒業務中に居眠りしたことがなかったので、まさか居眠りに陥ることはないものと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同じ姿勢で操船を続けて居眠りに陥り、離岸堤に向首進行して衝突を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 9 月 25 日

仙台地方海難審判所

審 判 官 八 田 一 郎